

2023年度事業計画

■基本方針

コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響が残ると共に、ウクライナ侵攻の影響を受ける社会情勢の中、その情勢に対応する人道的活動を行うと共に、本来の主活動である安全な水の提供を通じた地域づくりと貧困撲滅を目指す活動を以下の各事業を通して実施し、SDGs及び新たな会員を得るための活動推進によって、多くの人々が市民活動に参加するより良い社会づくりの担い手を増やしていく。

公Ⅰ事業（開発支援）

当事業は、安全な水の提供を目指した飲料水供給事業を軸として、貧困層の子どもたちの生活向上と栄養改善を目指した子ども支援事業、自助自立、収入・雇用の創出、そして保健づくりを行う貧困対策事業、自然環境の保全と再生を目指す環境事業を推進する。住民参加型で貧困から脱却できるよう当事者意識を高め、自立を目指す体制を強化し、相互協力体制の基盤を強化する。人権を守り、人間らしい生活を保障すると共にSDGsの考え方を大切にした持続可能な地域共同体の形成を目指す。

公Ⅱ事業（人材育成・国際交流）

当事業は、本会のネットワーク力を強化するため、アジア各地の文化・伝統を尊重しつつ、友の輪を拡げ、地球運命共同体の形成に役立つ人材の育成と共助体制づくりを行う。人材交流育成事業を通して、次世代の人材の育成・指導に力を入れる。また、アジア等からの在留外国人との交流や支援活動を行い、相互理解の推進による多文化共生の社会構築を目指す。

公Ⅲ事業（災害等罹災者支援事業）

当事業は、災害や紛争の影響により困窮状況の改善支援を行うべく、また紛争地においては活動を通して、平和につなげることを目指した事業を実施していく。ネパールにおいては、地震復興支援を引き続き行うと共に、防災力強化事業により、貧困削減を目指す活動を開始する。ウクライナでは、攻撃の被害を受けた病院再建支援を実施し、現地の人々の保健確保を目指す。トルコでは、地震により被災した貧困層の人々の生活を守る支援を実施する。加えて国内外で起こる災害に素早く対応できる体制を整備していく。

公Ⅳ事業（国際理解・支援のための普及啓発活動）

当事業は、市民団体としての本会の基本事業である。より多くの市民が参加できる方策を立て、市民活動として人々の日々の暮らしに定着するボランティア活動を推進する。具体的には、会員を主体として、アジア各国の相互理解や在日アジア人との多文化共生プログラムを推進し、国際理解・青少年育成、在留外国人（主としてアジア）の支援・交流など多岐にわたる活動を進める。アジアからの留学生のネットワークを拡げて支援する活動も新たに展開する。また広報の充実により新たな支援者、協力者を増やして、多くの人々が国際協力活動に関わるようにする。

運営管理

総会、理事会、臨時理事会をはじめ、理事会常置委員会として総務財務委員会の他、公Ⅰ、公Ⅱ、公Ⅲの各委員会、公Ⅳには1. 広報企画、2. 会員拡大・地域広報活動、3. 企画事業、4. 国際理解・文化事業、5. 全国ネットワーク6. SDGs活動、の各活動に関する小委員会を設けて、その活動の裾野を広げている。また特別委員会（政策審議、経営企画戦略）は、本会の理念の活動推進のために必要な視点や方策を現在の社会の動きに合わせて検討し、広報戦略や会員増強戦略などの活動の強化について各担当委員会と連携し、社会へ貢献できる事業の推進を図る。また常任理事業務連絡会を年4回開催する。

1. 公益目的事業Ⅰ 開発支援事業

当事業の基本目的は、安全な水の供給事業を軸に、子ども、貧困対策、環境の4つの基幹事業を組み合わせた生活改善および持続可能な地域づくりを通して、地域の自立と貧困状態から抜け出すことである。地域開発支援では以下の活動を通して、現地の人々の参加促進、特に取り残されがちである辺境地や少数民族、基礎教育を受けられない人々に対して支援と活動を実施する。

A. 水事業 ー安全な飲料水供給を目指した井戸建設支援事業ー

安全な水、安全に管理された水を得ることができない地域に対して、生命の水を確保するための井戸及び水道パイプラインを設置し、生活基盤を整え、健康と衛生、栄養、生計の確保を行う。特に、人間の生命維持に必要な最低水量15ℓ（1日当たり）以下の状況の改善と安全な水の管理は必須である。人権が尊重され、水の確保から生活の自立へ繋げることが、生活改善の次なるステップへの移行に繋がる。

1) 井戸・飲料水供給 以下の各国で必要な地域に計71基の井戸・水道パイプラインの設置を実施する。

インド	5基
カンボジア	15基
スリランカ	10基
ネパール	25基
バングラデシュ	4基
フィリピン	12基
合 計	71基

B. 子ども事業 ー貧困層の子どもたちの生活向上を目指した各種支援事業ー

教育を受けることは子どもたちの権利です。しかし、2021年時点、初等教育就学年齢（小学校学齢期：一般的には6歳から11歳）の子どもたちの9%にあたる6,700万人が学校に通っていないと言われている（ユニセフ2022データより）。アジア各地において未だ学校に通うことができない子どもは多く、中等教育（中高学校）になるとその数は増大している。一方、就職試験を受験に高校卒業資格が必要となってきた社会制度化の中、教育を受けていない事により更に貧困のループより抜け出すことができなくなる。どの子どもも夢を持ちその夢の実現に向かって進んでいけるように、就学サポート、教育環境の改善、教育の質の充実により格差の是正を目指し、教育により地域に貢献できる人材の育成にもつなげる活動を行う。

1) 初等教育普及・向上事業（教育里親制度）

貧困地域の子子どもたちが、就学により基本的な知識を得、個人の能力を伸ばし、将来に繋がる自立力を身につけるための支援を行う。また、教育の質の改善を図り、高等学校までの就学達成を目標に、親子双方の啓発指導を通して、途中離学（退学）率の低下を目指す。里子の支援目標数は以下の通り。

	新規里子(人)	里子目標総数(人)
インドーパダトラ小学校	48	75
コスモニケタン学園	—	45
SSH	3	10
チャイルドアカデミー	11	40
カンボジア	11	44
ネパール	20	120
バングラデシュ	28	60
フィリピン	5	30
合 計	126人	424人

2) 教育設備・環境整備

(1) 学校建設

・ネパール、ナワルプール郡の教育環境の改善が必要な学校に対して、校舎1棟の建設を行う。

(2) 教育環境設備

・バングラデシュ ジャマルプール県、ネトロコナ県内の学校5校の老朽化したトイレの設置を行う。手洗い指導等の衛生教育を実施し、子どもたちの衛生状況を改善する。

3) HIV/AIDS子ども感染予防 (HIV/AIDS支援)

・インド タミルナードゥ州ディンディガル県 貧困層の家族のHIV/AIDS感染は、子どもたちへ大きなしわ寄せが出ている。適切な医療措置と栄養指導の支援を行い、感染予防プログラムや就学支援を5世帯に行う。

4) 栄養改善とストリート及びスラムの子どもたちの保護・教育支援

(1) 栄養改善・学校給食支援

・ネパール ガンダギ州ナワルプール郡 低所得者の子どもが多く通うスリーサンティ小学校の子どもたち200名に、学校給食による栄養改善を実施する

・ネパール全体の栄養改善の推進のために、栄養指導実施を目指した人材育成のために3名を日本留学により栄養専門家の人材育成を実施する。

・ネパール農村地域の食生活を改善するための栄養指導の実施及び食事指導栄養士育成プログラムを現地の大学との協同により実施する。

(2) ストリート及びスラムの子どもたち支援

・インド ナグプール市 スラムの子どもたちが集う場であるチャイルドアカデミーを拠点に、課外教育支援、それに必要な教材支援を行うことで就学の継続を図る。

・フィリピン マニラ市 スラム地区に住む子どもたちの就学継続を目指し、教材や学用品の支援、補習授業や保護者に対する衛生環境・生活習慣改善プログラムを行う。

C. 貧困対策事業 — 自助自立を目指した 収入・雇用を生み出す諸プログラムの推進及び指導—

農村地域で小規模産業や農業を中心とした雇用を作り出す活動により、貧困からの脱却と持続可能な地域づくりに取り組む。医療の不整備や設備が不十分な地域において、住民の健康が守ることを目指して下記の事業を実施する。

1) 小規模産業育成支援・職業訓練

(1) 小規模産業育成支援

農村地域の産業を確保して所得を向上させ自立発展を目指すために、下記の事業を実施する。

・ネパール シンドゥパルチョーク郡で農業基盤づくりのために農業大学の奨学生支援(1名)を行うと共に、農家の生計向上を目指して家畜飼育の促進のため本年度は養豚を実施する。

・カンボジア タケオ州の村民が小規模零細事業を行える体制を整えるためのサポートを行い農家の生計向上へつなげる。

(2) 職業訓練

・インド マハラシュトラ州 女性の雇用促進による収入の安定や生活の自立を目指した縫製技術の職業訓練を30名に実施する。

・フィリピン アンティーケ州 地域の障がい者協会と共に、障がい児童の就学支援及び卒業生の自立を目指すための職業訓練を支援する。

2) 保健衛生指導・医療支援

医療環境が不十分な農村地域の人々が最低限度の医療と保健衛生環境を守るために、以下の事

業を実施する。

- ・インド マハラシュトラ州 ムスカ村で地域唯一の診療所の医療体制を強化し、運営を行政に移行するために病院建設1棟を行う。
- ・ネパール バグマティ県農村部に住む女子学生の健全な育成と生活を守るために布ナプキン配布や制作技術指導を女性グループに行う。合わせて性教育を実施し、性差別問題改善に繋げる。

D. 環境事業 —自然環境保全、及び再生に必要な諸活動の支援—

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出は、発展するアジア社会の大きな課題である。生態系の喪失は貧困対策にも繋がっている。アジア各地においてもプラスチックが暮らしの中に溶け込んでいる中、環境に対しての知見を持ち、自然保全に注力した地域づくりが必須である。同時に植林による緑化活動、環境保全の啓発により、持続可能な地域づくりを各地で実施する。環境教育等により、気温上昇への歯止めや日常生活の行動に対する意識変化を促し、下記の事業を実施する。

1) 植林、水源涵養林養育支援

(1) 植林

- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 森林伐採及び自然災害防止のための植林活動を地域産業づくりという2つの目的を兼ねてコーヒー植樹(500本、育苗10,000本、日蔭樹植林500本)による地域環境整備と地域産業の創出を目指す。
- ・バングラデシュ ボリシャル県 小学校4校において、緑化による環境づくりと共に子どもたちの環境活動を強化し、知識向上を図るため、各校にて1,000本の植林と環境教育を実施する。
- ・フィリピン ヌエバエシハ州、アンティーケ州 焼き畑や薪の伐採による木々の減少が土砂崩れ等の原因となっている。水源の森や川の土手を保護する竹林再生の植林を実施する。
- ・スリランカ アンパーラ県 乾燥地域が拡大してきている村で森を保持・再生するための植林を実施し、コミュニティフォレスト作りと環境保全教育を実施する。

2) 環境改善・市民による環境保全活動(国際グリーンスカウト運動)

(1) 国際グリーンスカウト運動普及啓発支援

- ・ネパール、インド、スリランカ、フィリピン、インドネシア 本会主導の国際緑化推進活動(グリーンスカウト運動)の普及・啓発に努める。

(2) 環境保全・環境教育

- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 地域の環境を守り地域に貢献できる子どもの育成と、ゴミ処理場のない地域のゴミ対策を地域組織づくりにより実施し地域環境保全につなげる。
- ・フィリピン ソルソゴン ゴミ分別とリサイクル、堆肥化促進により不衛生な生活環境や水環境を改善する。
- ・インドネシア 海洋プラスチック汚染と地域の生活環境を不衛生化する散乱プラごみを回収し、海辺のマングローブ林を守り環境保全意識を高める環境教育を実施する。

3) 再生可能エネルギー資源活用支援事業

- ・ネパール シンドゥパルチョーク郡 家畜の糞を活用した薪の代替エネルギー装置であるバイオガスプラントを20基設置し、森林伐採とCO₂排出軽減によるエコロジカルな循環型生活の普及を図る。

E. ワークキャンプ

海外の活動などを体験するワークキャンプは、COVID-19の感染状況及び各国受け入れ状況を確認した上で、前向きに実施を検討していく。

2. 公益目的事業II 国際交流事業

国際交流事業では、本会のネットワークの強化を目指す。次世代の人材育成とネットワークづくりに力を入れる。変化するアジア社会の中で、同じ立場で、お互いの国の課題を共に解決し、共に支援して

いく体制が必要である。当事業は、「友情と信頼」に基づくより人間らしい社会の創造を目指し、共に課題を解決し合えるネットワークを強化する。コロナ禍により大きなダメージを受けたが、ネットワーク力により共に支え合い未来に向けて以下の活動を実施する。

A. 人材交流・育成事業

地域の資源を活かして課題を解決できる人材を育成するために下記の事業を実施する。

1) 奨学金支援

現地提携先の要請に基づき、AFSネットワークを支える次世代のリーダー養成のための奨学金を支援する。

2) 人材育成事業

(1) アジア・ユースサミット (AYS)

国際社会で活躍できるアジアのリーダーの育成とリーダー間のネットワークの構築を目指して、2023年度第8回アジア・ユースサミットをオンラインで開催する。

B. ネットワーク推進事業

これまでの歩みの中で培ってきた人的ネットワークを基盤に、これからのAsian Friendship Society (AFS) を担う人材を中心として、アジア社会の課題解決方法を考えて実践し、経済的基盤の確保ができる人材の育成とそのネットワークをつくる。

1) 国際会議

(1) アジア国際ネットワークセミナー

今年度は、コロナ禍の影響でまだ通常のネットワークセミナーの開催は実施できないためオンラインによる会議を開催し、情報交換と課題解決に向けた議論を行う。

(2) 国際ネットワーク機能強化事業

国際ネットワークの機能強化を図るため、各地に国際ネットワーク事業調整機関 (AFS/ICO ※) として現地協力スタッフを配置し、ネットワーク活動に関する広報・啓発、情報共有などを行う。※International Coordinating Office

(3) アジア・フレンドシップ夢基金

アジア各国の現地提携団体と連携して、国際共同資金「アジア・フレンドシップ夢基金」の推進強化を行う。

(4) アジア・フレンドシップ財団

アジア各国の異業種を集め、様々なチャリティ企画を実施しながら、支援を必要としている地域や国々のネットワーク体制の強化を図る。

2) 国際体験交流 (スタディツアー等)

本会のアジア各地の抱える課題や活動を学び、現地の人たちと交流を深めるためのスタディツアーを実施する。コロナ禍により、中止を余儀なくされてきたが、本年度は感染状況などを考慮し、可能な範囲で実施する。

3. 公益目的事業Ⅲ 災害・紛争の罹災者に対する生活支援事業

国内及びアジア地域及び関係地域の災害及び紛争発生時の迅速な対応により、被害の拡大を防ぐ。そして、復興活動により生活基盤を整え、防災意識への目覚め、自助的に防災策を計画できるよう、効果的な取り組みにより、防災に強い持続可能な地域づくりを目指す。昨年引き続き、被災時に対応できる体制づくりと必要な支援が出来るための運営面を改善する。

A. 災害等罹災者支援事業

1) ネパール中部地震災害復興支援

2015年4月におきた、ネパール中部大地震の被災地の復興と持続可能な地域づくりを目指した活動をシンドゥパルチョーク郡インドラワティ村にて引き続き実施する。地域の水インフラ設置により地震後の安定した生活基盤確保を引き続き目指す。

2) ネパール防災事業

アジアにおける貧困削減に資する事業として、ネパール国バグマティ州シンドゥパルチョーク郡インドラワティ農村型自治体（全12地区）にて、防災力の強化を目的とし、2015年の地震の震源地にも近く、主要道路から隔絶されたRural municipality《以下「農村型自治体」》において、自然災害により孤立した際にも、自立した地域となるよう支援を行う。災害への事前対策という観点で、住民による防災組織を設立し、防災活動の拠点となるコミュニティセンターと、村内各区に緊急時避難スペースを確保した防災備蓄倉庫を整備する。コミュニティセンターにはFMラジオ局を併設し、各区の放送ステーションと組み合わせた公共放送システムにより、災害リスク情報を共有する。併せて防災知識の啓発やマイ防災マップの作成などにより、コミュニティ力の強化及び人材育成を図り、これらを活用した避難訓練の実施により、事業終了後も防災力を継続させる。加えて、土砂災害リスクの高い箇所では斜面对策を実施し、人命・資産（農地）を守る。このハード・ソフト両面での災害リスク軽減に寄与する取り組みにより、自助・共助による防災力を持ち、災害に強く持続的に成長する農村型自治体を目指す3年間事業の1年目の事業を実施する。

（令和4年度日本NGO連携無償資金協力との共同事業）

3) ウクライナ支援事業

非軍事的協力による平和構築と人道危機支援事業として、現地の人々の保健の確保を行うために、爆撃によって一部機能を失ったスームィ州トロスタネツカ市立病院の外科機能を取り戻すことにより、現状下で負傷した人々の手当、爆撃により負傷した人たちの治療およびリハビリテーションを実施し、日々の健康維持と共に、負傷した人たちが速やかに治療および回復できるための医療機関として整える。併せて、リハビリテーション機器の導入、日本の医療チームとのコンサルテーション、防寒下着の輸送配布により人命をまもり、健康を維持できることにより、現地の人々の自国での暮らしを守ることを目指す事業を実施する。

（令和4年度日本NGO連携無償資金協力との共同事業）

4) トルコ地震支援事業

2月6日早朝、トルコ南東部とシリア北部の広い範囲で強い地震が発生。その数時間後、先の地震の震源地から約60マイル離れた場所で、2度目の大きな地震が発生。さらに、2月20日現地時間20時頃、再度強い地震に襲われ、引き続き危険な状況が続いているトルコに対しての支援を日本トルコ協会との連携により実施する。現地では数万人の死亡が確認され、多くの人々が家を失いました。住宅や公共インフラ、道路や通信網にも甚大な被害が出ており復旧作業等は困難を極めている中、貧困層の人たちの暮らしを守る支援活動を実施する。

5) 災害における緊急支援対応活動

(1) 災害発生時初動対応活動

災害発生時の初動調査と素早い対応ができる体制づくりのために、今年度も引き続き100万円の資金確保と人材の育成、チームづくりを実施する。

(2) その他の地域

必要に応じて、これまでの被災地の復興を見守る活動を行う。

4. 公益目的事業Ⅳ 普及啓発事業

本会の活動を理解し、共に活動する仲間を増やし、市民社会においてボランティア活動のさらなる推進を図るために、アジアの様々な社会的課題を共に解決し合える人びとを増やす。また毎年増加傾向にある在留外国人（主としてアジア人）への支援・交流等を通して、アジアからの留学生のネットワークも広げ、多文化共生社会を目指した相互理解へ繋げていく。広報の充実により新たな支援者、協力者の増加を図り、多くの人々が国際協力活動に関わる可能性を広げていく。加えて企業、労働組合、国際交流機関、教育機関、在日外国人など、様々なセクターで活躍する賛同者の参加のもと、それぞれの特性を活かした活動の普及・実践と資金面の強化を行う。青少年の自然体験活動、地域における環境保全活動を通して、脱炭素社会へ向けた地球環境や社会的課題について考え、行動できる次世代の人材を育成するために以下の事業を実施する。

A. 地域広報活動事業

幅広い年齢層を対象に、国際協力、国際理解などのプログラムや講座を実施し、理解者、賛同者の輪を広げるために下記の事業を実施する。

1) 本部活動

市民による国際協力活動を広めるために事務局を中心に各種の事業を実施する。

(1) JAFSチャリティプログラム（企画事業委員会）

本会の支援事業資金調達のため、多くの文化団体等の参加により、住道チャリティバザール等、各種チャリティ交流プログラムやイベント、コンサートなどを行う。

特に、多文化共生事業の一環として、在日のアジア系市民・留学生との交流・支援を目的とする「第8回アジアン・チャリティフェスティバル」を12月に開催する。

(2) 国際理解教育講座の推進（国際理解・文化事業委員会）

日本国内の小学校、中学校、高校、大学、企業などに本会の職員を派遣し、アジアの文化理解と貧困問題に関する国際理解教育講座およびセミナーを実施する。また本会の活動を紹介する語り部の育成を行う。

(3) 国際協力ボランティア啓発活動（事務局）

本会の海外における事業の報告会や、世界・アジアについての勉強会の実施を通して、支援事業の協力者と理解者を増やし、より多くの人々が仲間として活動参加できる機会を設ける。

(4) 異文化理解講座（国際理解・文化事業委員会）

アジア理解と会員拡大の一環として、今年度もアカデミックな内容にマスコミ・国際協力等の学際的な分野も加え、「第5期 JAFS アジア市民大学」を9月～23年3月の期間、合計7回開催する。

(5) 地球市民講座（国際理解・文化事業委員会）

持続可能な世界を目指す地球市民としての教養を深め、多文化共生社会の実現に必要なプログラムを企画・実施する。日本に住むアジアの人々と直接触れ合う交流会「アジアの仲間」などを実施し、それぞれの歴史、文化などの相互理解を深める機会とする。

(6) 留学生との交流事業（国際理解・文化事業委員会）

留学生との交流・相互理解の一環として、「第4回日本語スピーチコンテスト」や交流会を実施する。

(7) 在留外国人との交流・支援事業（国際理解・文化事業委員会）

在留外国人との交流・支援の一環として、日本の小学校に通う外国籍の児童に対する日本語指導や国際理解教育を行う。

(8) SDGs理解と活動推進（SDGs委員会）

当会の活動をSDGsの視点からさらに理解し、深めていくために、SDGs関連のセミナーにおける学習や組織としての意義づけを行うと共に、国際理解教育や法人活動の促進へつなげる。

(9) 研修生、実習生受入れプログラム（事務局）

インターシップ制度により、大学機関から研修生、実習生を受け入れ、NGO活動や当会の活

動について理解を深めて参加できる機会を提供する。

(10) 関連プログラム/他団体協力及び他セクターとの協働 (事務局)

「持続可能な開発目標-以下 SDGs」の達成を共通目標とし、他機関で実施している国際協力および SDGs に関するプログラム (ワンワールドフェスティバル、ワンフェス for Youth など) に協力・参加する。

関西 NGO 協議会 (KNC) や国際協力 NGO センター (JANIC)、関西国際交流団体協議会等の NGO ネットワーク組織へ引き続き加入し、日本国内及び関西地域における市民活動の発展に寄与する。NGO-外務省定期協議会、NGO-JICA 定期協議会、日本環境法律家連盟 (JELF)、ジャパン・プラットフォーム (JPF)、SDGs 市民社会ネットワーク (SDGs ジャパン) 等のネットワークへ引き続き参加する。

(11) 調査・研究プログラム (事務局)

本会プロジェクト、事業の評価及び評価資料の作成とアジアに関する情報・調査資料の収集を進める。

2) 地区活動 (会員拡大・地域広報委員会)

日本国内の各地域にて本会の活動の普及啓発を担う地区協力スタッフ・地区世話人とともに下記の活動を行うことで、支援の輪、活動の輪を広げる。

日本国内各地域の地区協力スタッフ・地区世話人を中心に、本会事業の啓発を進めるとともに、在日のアジア系市民や留学生との文化理解と共生を目的とした地区活動を推進する。各地区で「ぞうすい=贈水の会」「ウォーカーソン=チャリティウォーク」「チャリティパーティ」その他各種の催しを実施する。

3) 広報 (広報・企画委員会)

インターネットや SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) などの急速な浸透に伴い、情報発信や交流が進化を遂げている。それらを十分に活用しながら本会の活動を幅広く発信する。会報やホームページ、SNS などを通して、本会の活動への理解を深めてもらい、より多くの人々に本会の活動に参加してもらう。

(1) アジアネット

本会の活動報告とPRのための会報「アジアネット」を年4回発行する。部数は4,300部程度。

(2) ホームページ/SNS

ホームページやフェイスブック・インスタグラムなどの SNS を通して、本会の活動やチャリティイベントなどの広報や案内、アジア文化の紹介を広く行い、参加者の増加とコスト軽減を目指す。

4) プロジェクト支援 (支援会・ファミリーグループ)

支援会およびファミリーグループの自主活動を通して、本会の開発支援事業を支え協力の輪を広げる。

5) 提携市民活動 (事務局)

関西ナショナル・トラスト協会

大阪府内と京都府南丹市美山町において、地域住民と持続可能な社会を目指し、歴史的建造物の保存や活用から、これからの日本や地球の未来をみんなで考え、提案し行動する。

B. 環境保全・啓発教育事業 (企画事業委員会)

自然体験を通して、生命の大切さ、人と人との繋がり的重要性を理解し、国際協力や環境保全を实

践できる青少年を育成する。そして、国内外にてその環境活動を実践できる場づくりを行うために下記の事業を実施する。

(1) 土と水と緑の学校

2023年8月に第37回土と水と緑の学校を和歌山県新宮市高田にて開催する。

(2) 国際グリーンスカウト国内活動

国際グリーンスカウト（大阪、吹田）で環境保全のプログラムを実施する。他地域のグリーンスカウト活動を推進する。プラスチックごみを始めとするごみ問題が大きな問題になっている状況を踏まえ、フィリピン、インドネシアなどのアジアの海辺と大阪や東京の海岸で同時にごみを回収する「ブルーオーシャンレンジャー活動」を行う。

5. 運営管理（理事会・総務財務委員会）

公益法人化以降取り組んできたガバナンス・コンプライアンスルールを維持、強化し、より一層の組織基盤の強化と経営の透明化をめざすために、運営審理機関である社員総会、理事会が中心となり、以下を執行する。

<2023年度活動体制>

- ・総会 年一回（6月 第2土曜日）
- ・理事会 通常理事会 年4回（5月、9月、12月、3月）、臨時理事会（適宜）
- ・理事会各常置委員会
 1. 総務財務委員会（8月を除く毎月）
 2. 以下の常置委員会を随時必要に応じて開催する。
 - 公Ⅰ（開発支援事業）委員会
 - 公Ⅱ（国際交流事業）委員会
 - 公Ⅲ（災害罹災者に対する生活支援）委員会
 - 公Ⅳ-1小委員会 広報企画委員会
 - 公Ⅳ-2小委員会 会員拡大・地域広報活動委員会
 - 公Ⅳ-3小委員会 企画事業委員会
 - 公Ⅳ-4小委員会 国際理解・文化事業委員会
 - 公Ⅳ-5小委員会 全国ネットワーク委員会
 - 公Ⅳ-6小委員会 SDGs活動委員会
 3. 以下の特別委員会
 - 第1小委員会 政策審議委員会
 - 第2小委員会 経営企画戦略委員会
 4. 常任理事業務連絡会
- ・地区世話人会 各地区において随時開催
- ・事務局（業務日、原則、日曜祝日を除く毎日）

理事会各常置委員会において、ガバナンスの強化を図るための内部管理活動をこれまで通り実施し、諸規定・規則の整備強化を行う。

6. 会員目標

会員目標 2, 0 0 0

<内訳>

1. 正会員（社員） 2 4 0
2. 賛助会員
 - A) 維持会員 7 3 0
 - B) 賛助会員 8 0 0
 - C) 団体会員 3 0
 - D) 法人賛助 1 0 0
 - E) ジュニア 1 0 0